

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年1月14日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年1月14日（金）午後1時15分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

財政課 板橋課長、元田主査、中澤主事

3 件名

次期行政経営改革実施計画（案）の決定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・取組項目について、前計画と比べて歳入の確保、歳出の削減に関するものがほとんどであるが、そういった趣旨の計画に変更したのか。

→今までの計画は行政経営指針の項目全てを網羅するものであったが、計画を進めていく中で、それらの取組項目を内包した新たな計画や事業が進み、実施されていることから、今回の行政経営改革実施計画については、行政経営指針の全ての取組項目を網羅するものではない。

今後は、行政経営指針については、行政経営改革実施計画だけでなく、総合計画実施計画や情報提供計画、人材育成基本方針などの計画等や日々の各課の通常業務で支えることとなる。

例えば、市民参加に関する取組等は、総合計画の実施計画や行政経営指針の下にある様々な計画で既に位置付けていることから、重複するので本計画から除外している。

その旨が本計画から読み取ることができないため、記載内容を改める。

・行政経営指針の3つの基本方針と財政健全化の取組の関係性について、簡潔に表記したほうがよい。

・それぞれの取組項目について、経営改革の観点を含めて記載したほうがよい。

・施設の運営方法の検討と実施について、期間が急すぎるように見える。

→「検討結果に基づいた準備」等の記載を追加することで、誤解を受けない表現とする。

・「普通財産等の売却」のうち富士南園広場について、売却前提のように見える。有効活用していく方針も踏まえて、表現を変更したほうがよい。

・「公有財産の有効活用」と「普通財産等の売却」は、統合していいのではないか。

→この両取組項目のいずれも「公有財産の利活用に関する基本方針」に基づくものであることから、これらを統合する。

- ・「補助金・扶助費の見直し」について、既に補助金基本方針を定めているのではないか。
- これまでの取組欄の記載内容から、基本方針を定める前の内容を削除する。
- ・「特別職報酬の削減」と「管理職手当の削減」については、条例で期間が定まっている。計画に載せる必要があるのか。
- 審議会でも掲載について疑義があった。財政健全化の取組であったため、計画に載せたが、意見を踏まえて除外する。

(指示)

- ・今後の予算編成や計画見直しを行うため、課長などの実行力を持つメンバーで構成する事務の廃止や見直しを行うプロジェクトチームの設置を企画政策課及び財政課ですみやかに検討、着手すること。なお、事務局は調整すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 財政課

件名	次期行政経営改革実施計画(案)の決定について																																																																				
計画の概要	<p>【計画の名称】 第2次白井市行政経営改革実施計画</p> <p>【役割・位置づけ】</p> <p>①行政経営改革実施計画(以下「実施計画」という)は、行政経営指針に基づき、市の行政経営改革を着実に推進するための計画</p> <p>②次期実施計画では18項目を位置付ける(表1)</p> <p>③現在の実施計画から8項目(表1a)を引き継ぎ、その他は引き継がない(表2)</p> <p>④財政健全化の取組項目は、実効性を確保するため、6項目を新たに実施計画に位置付ける(表1b)</p> <p>⑤行政経営改革審議会(以下「審議会」という)、市職員及び各課から提案された新規の取組項目を実施計画に位置付ける(表1c)</p> <p>※取組項目の詳細については別添資料を参照</p> <table border="1" data-bbox="416 835 1259 987"> <tr> <td>表1</td> <td>次期実施計画で位置付ける取組項目</td> <td>項目数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>a.現在の実施計画から引き継ぐ取組項目</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>b.財政健全化の取組から新たに位置付ける取組項目</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>c.審議会・市職員及び各課から提案された新規の取組項目</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計18</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="416 1010 1259 1178"> <tr> <td>表2</td> <td>次期実施計画では位置付けない取組項目</td> <td>項目数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>他の計画等で位置付け</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>取組完了</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業終了</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課の通常業務で実施</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計47</td> </tr> </table> <p>【計画期間】 ・令和4年度から令和7年度まで(4年間)</p> <p>【進行管理】 ・実施計画の進行管理については、行政経営戦略会議で報告 ・審議会で報告し、提案や助言を受ける</p>						表1	次期実施計画で位置付ける取組項目	項目数						a.現在の実施計画から引き継ぐ取組項目	8						b.財政健全化の取組から新たに位置付ける取組項目	6						c.審議会・市職員及び各課から提案された新規の取組項目	4				合計18	表2	次期実施計画では位置付けない取組項目	項目数						他の計画等で位置付け	19						取組完了	17						事業終了	7						課の通常業務で実施	4				合計47
表1	次期実施計画で位置付ける取組項目	項目数																																																																			
	a.現在の実施計画から引き継ぐ取組項目	8																																																																			
	b.財政健全化の取組から新たに位置付ける取組項目	6																																																																			
	c.審議会・市職員及び各課から提案された新規の取組項目	4				合計18																																																															
表2	次期実施計画では位置付けない取組項目	項目数																																																																			
	他の計画等で位置付け	19																																																																			
	取組完了	17																																																																			
	事業終了	7																																																																			
	課の通常業務で実施	4				合計47																																																															
論点(決定を要する事項)	次期行政経営改革実施計画の名称及び計画(案)の決定																																																																				
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	計画に位置付けした取組項目については、所管課と複数回の調整を行っている。																																																																				
スケジュール	<p>R4.2月 パブリックコメントの周知及び実施</p> <p>R4.3月 次期行政経営改革実施計画の決定</p> <p>※パブリックコメントの結果、内容の大幅な修正がある場合は、あらためて行政経営戦略会議に付議する</p> <table border="1" data-bbox="352 1771 1449 1989"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(令和4年2月)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>HP(令和4年3月)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>有</td> <td colspan="4">パブリックコメント(令和4年2月)</td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="5"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで </td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告(令和4年2月)	広報・HP等	有	HP(令和4年3月)	市民参加	有	パブリックコメント(令和4年2月)				付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで																																					
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																																																																
条例規則	無		報道発表	無																																																																	
議会説明	有	行政運営報告(令和4年2月)	広報・HP等	有	HP(令和4年3月)																																																																
市民参加	有	パブリックコメント(令和4年2月)																																																																			
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで																																																																				
参考情報	<table border="1" data-bbox="352 1989 1449 2161"> <tr> <td>関係法令等</td> <td colspan="5">白井市行政経営指針</td> </tr> <tr> <td>関係課</td> <td colspan="5">全課</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td colspan="5">千円(うち特定財源) 千円)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー</td> <td>年代</td> <td>全ての年代</td> <td>場所</td> <td>市内全域</td> <td>目的</td> <td>行政経営改革</td> <td>手段</td> <td>その他</td> </tr> </table>						関係法令等	白井市行政経営指針					関係課	全課					事業費	千円(うち特定財源) 千円)					カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	行政経営改革	手段	その他																																				
関係法令等	白井市行政経営指針																																																																				
関係課	全課																																																																				
事業費	千円(うち特定財源) 千円)																																																																				
カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	行政経営改革	手段	その他																																																													

a. 現在の実施計画から引き継ぐ取組項目

No.	取組項目名	区分	備考
1	無作為抽出による市民参加の充実	C	取組完了
2	しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
3	地域防災力向上支援	C	取組完了
4	提案型協働事業補助制度の推進	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
5	参加型講座の実施	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
6	市民提案制度の実施	D	事業終了
7	市民が市民を支える寄付の仕組みづくり	D	事業終了(予定)
8	地域コミュニティの必要性の啓発	E	課の通常業務で実施
9	地域学校協働活動の推進	D	事業終了
10	職員のコーディネート人材の育成	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
11	地域担当職員制度導入による地域づくり支援	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
12	まちづくり協議会設立の促進	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
13	情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供	C	取組完了
14	広聴の充実	C	取組完了
15	市民との話し合いの方法の見直し	B	他の計画等で位置付け (情報提供計画)
16	社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの更なる連携に向けた協議	B	他の計画等で位置付け (情報提供計画)
17	職員間の情報共有	C	取組完了
18	行政組織の見直し	E	課の通常業務で実施
19	プロジェクトチーム制度の活用	C	取組完了
20	情報提供戦略に関する計画の策定	C	取組完了
21	人材育成基本方針の見直し	C	取組完了
22	適材適所な人事配置	B	他の計画等で位置付け (人材育成基本方針)
23	現場主義職員の育成	B	他の計画等で位置付け (人材育成基本方針)
24	職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進	B	他の計画等で位置付け (人材育成基本方針)
25	人材の積極的な確保	B	他の計画等で位置付け (人材育成基本方針)
26	未収金の徴収の一元化	C	取組完了
27	使用料・手数料の見直し	A	次期計画へ引き継ぎ
28	将来負担の抑制	E	課の通常業務で実施
29	土地利用の促進	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
30	農商工連携による農産物販路の拡大	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)

No.	取組項目名	区分	備考
31	広告収入の確保	C	取組完了
32	公有財産の有効活用	A	次期計画へ引き継ぎ
33	普通財産等の売却	A	次期計画へ引き継ぎ
34	新たな施設維持管理方法の導入	C	取組完了
35	小中学校LED照明器具の改修の実施に向けた検討	D	事業終了
36	防犯灯・街路灯の一元管理	C	取組完了
37	再任用職員の活用	C	取組完了
38	扶助費・補助金の見直し	A	次期計画へ引き継ぎ
39	公共施設等にかかる財政負担の軽減・平準化	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
40	事業主体の検討と決定	E	課の通常業務で実施
41	公の施設の運営方法の検討と実施 (保育園の運営方法等の決定)	A	次期計画へ引き継ぎ
41	公の施設の運営方法の検討と実施 (学童保育所の運営方法等の決定)	A	次期計画へ引き継ぎ
42	福祉部・健康子ども部窓口業務の委託の検討と実施	D	事業終了
43	市民課等窓口・証明書窓口業務の委託の検討と実施	D	事業終了
44	環境課窓口業務の委託の検討	D	事業終了
45	学校校内業務の見直し	C	取組完了
46	情報機器管理における専門家の活用	C	取組完了
47	事務事業評価の実施	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
48	外部評価と内部評価の実施	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
49	事務事業評価シートの簡素化・見える化	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
50	市政に関する市民意向等の把握と公表	A	次期計画へ引き継ぎ
51	事業のスクラップ・リセットの徹底	A	次期計画へ引き継ぎ
52	学校給食業務の一元管理及び効率的で安全な学校給食の実施	B	他の計画等で位置付け (総合計画・総合計画実施計画)
53	公共施設等の個別施設設計画の策定	C	取組完了
54	公共施設等を管理するための組織体制の構築	C	取組完了

集計	項目数
A. 次期計画へ引き継ぎ	8
B. 他の計画等で位置付け	19
C. 取組完了	17
D. 事業終了	7
E. 課の通常業務で実施	4

合計 55

b. 財政健全化の取組から新たに位置付ける取組項目

No.	取組項目名	区分	備考
1	特別職報酬の削減	A	次期実施計画へ位置付け（新規項目）
2	管理職・管理職手当の削減	A	次期実施計画へ位置付け（新規項目）
3	職員数の抑制	B	他の計画等で位置付け（定員管理指針）
4	学校補助教員等の採用の見直し	B	他の計画等で位置付け（総合計画・総合計画実施計画）
5	社会教育施設や各センターのあり方を見直し	B	他の計画等で位置付け（総合計画・実施計画で検討を行う。内容が具体化した際に行政経営改革実施計画に位置付ける。）
6	桜台小・中学校の自校式給食の見直し	B	他の計画等で位置付け（総合計画・総合計画実施計画）
7	出張所の窓口の廃止	A	次期実施計画へ位置付け（新規項目）
8	イベントの統合	A	次期実施計画へ位置付け（事業のスクラップ・リセットの徹底に統合）
9	土地の賃借廃止	A	次期実施計画へ位置付け（新規項目）
10	家庭ごみの有料化によるごみ処理量の削減	B	他の計画等で位置付け（総合計画・総合計画実施計画）
11	その他事務事業の廃止や見直しによる経費の削減	A	次期実施計画へ位置付け（事業のスクラップ・リセットの徹底に統合）
12	普通財産の売却	A	次期実施計画へ位置付け（普通財産等の売却に統合）
13	企業誘致の推進	B	他の計画等で位置付け（総合計画・総合計画実施計画）
14	赤道の市道認定の促進	A	次期実施計画へ位置付け（新規項目）
15	無料の公の施設の利用料金の有料化	A	次期実施計画へ位置付け（使用料・手数料の見直しに統合）
16	上下水道料金の適正化	A	次期実施計画へ位置付け（新規項目）
17	その他市民サービスに対する受益者負担の適正化	A	次期実施計画へ位置付け（使用料・手数料の見直しに統合）

集計	項目数
A. 次期実施計画へ位置付け （うち新規項目：6 既存の取組に統合：5）	11（6）
B. 他の計画等で位置付け	6

合計 17

c. 審議会・市職員及び各課から提案された新規の取組項目

No.	取組項目名	備考
1	オープンデータの推進	次期実施計画へ位置付け（新規項目） 【市職員からの提案】
2	公共施設等へのネーミングライツの導入	次期実施計画へ位置付け（新規項目） 【審議会からの提案】
3	ガバメントクラウドファンディング活用の推進	次期実施計画へ位置付け（新規項目） 【審議会からの提案】
4	障害者支援センターの運営方法の検討と実施	次期実施計画へ位置付け（新規項目） 【各課からの提案】
5	市民プールの利用料金の値上げ	次期実施計画へ位置付け（使用料・手数料の見直しに統合） 【審議会からの提案】
6	富士南園広場の売却	次期実施計画へ位置付け（普通財産等の売却に統合） 【市職員からの提案】

集計	項目数
次期実施計画へ位置付け （うち新規項目：4 既存の取組に統合：2）	6（4）

(案)



第2次白井市行政経営改革実施計画
令和4年度～令和7年度

答申日

令和3年11月26日

1 行政経営改革実施計画について

本市では、将来像を「ときめきと みどりあふれる 快活都市」と定め、その実現を目指し、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画である第5次総合計画（平成28年度から令和7年度まで）を策定しました。

行政経営指針は、この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針として、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の3つの基本方針を定めています。

行政経営改革実施計画は、行政経営指針に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するための計画です。

これまでの行政経営改革実施計画では、平成30年度から令和3年度までの間、位置付けた54の取組項目を実施しました。

この第2次行政経営改革実施計画では、行政経営改革審議会（以下「審議会」という）の意見を踏まえ、これまでの行政経営改革実施計画から引き続き取り組む項目に加えて、審議会や市職員などから新たに提案のあった取り組みを追加し、行政経営指針の取組項目を実現することで、行政経営改革を進めていきます。

なお、市では行政経営改革実施計画の他に、計画的かつ持続可能な行財政運営を進める上で、今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、平成30年度に財政推計の見直しと併せて、財政健全化の取組を策定しましたが、この取組については、実効性を確保するため、第2次行政経営改革実施計画の他、第5次総合計画後期実施計画等に新たに位置付けました。

「財政推計の見直しと財政健全化の取組」について

市では、今後、公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の追加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第5次総合計画策定時に行った財政推計との間に乖離が生じたため、平成30年度に「財政推計の見直しと財政健全化の取組」を策定しました。

行政経営指針の3つの基本方針

基本方針1 市民自治のまちづくり

将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。

- 1 市民参加の充実
- 2 地域コミュニティづくりの推進
- 3 情報共有の徹底と可視化

基本方針2 自立した行財政運営

国や県に依存することのない経営的な視点により、自立した行財政運営を目指します。また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とともに協働の視点に立った行財政運営を目指します。

- 1 効率的な行政組織の構築
- 2 多様な人材の育成と確保
- 3 財源の確保
- 4 歳出の抑制
- 5 適材適所による事業主体の見直し
- 6 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、行政運営の基本的指針である総合計画や都市づくりの基本的な方向性を示す都市マスタープランと整合を図りながら、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

- 1 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

財政健全化の取組

1 歳出削減のための取組

- ア 人件費等の削減
- イ 公共施設等のあり方の見直し
- ウ 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

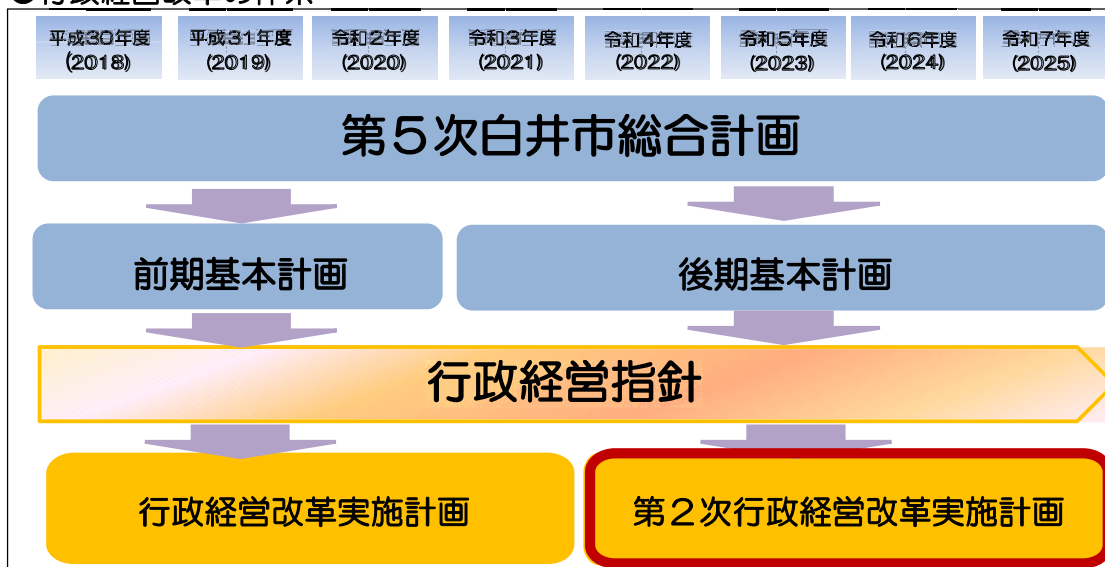
2 歳入確保のための取組

- ア 財源の確保
- イ 受益者負担の適正化
- ウ 財政健全化の取組による効果額

(1) 行政経営改革実施計画の計画期間

第2次行政経営改革実施計画は、行政経営指針の計画期間と合わせた令和4年度から令和7年度までの4年間の計画期間とします。

●行政経営改革の体系



(2) 行政経営改革実施計画の効果

行政経営改革実施計画は、財政上の効果額が見込める取組項目と、市民サービスの向上や市の業務の効率性が高まることが見込める取組項目によって構成されています。

財政上の効果額が見込める取組項目については、計画期間中に取組項目を実施することで、歳入が確保され、又は歳出が削減される予定の金額を効果額としており、計画策定時において、約7億4,715万円の効果額を見込んでいます。

また、それ以外の取組項目については、そのメリットを効果としています。

計画期間（4年間）に財政上の効果が見込める取組項目

取組番号	取組項目名	計画期間における財政効果額
2	使用料・手数料の見直し	970万円
3	公有財産の有効活用	1,414万円
4	普通財産等の売却	70,031万円
5	公共施設等へのネーミングライツの導入	※計画を具体化する中で定める。
7	赤道の市道認定の促進	1,200万円
8	上下水道料金の適正化	※計画を具体化する中で定める。
9	補助金・扶助費の見直し	※計画を具体化する中で定める。
10	特別職報酬の削減	200万円
11	管理職・管理職手当の削減	900万円
12	土地の賃借廃止	※計画を具体化する中で定める。
合計		7億4,715万円

(3) 行政経営改革実施計画の進行管理

行政経営改革実施計画の進行管理については、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議で報告します。

また、市の審議会にも併せて報告し、提案や助言を受けることとします。

取組項目の実施内容や目標、効果については、進行管理の状況を踏まえて、適宜見直しすることとします。

なお、行政経営改革実施計画の進行管理等の結果については、ホームページ等において、公表していきます。

2 行政経営改革実施計画の取組項目について

行政経営改革実施計画は、次の18の取組項目を位置付けています。詳細については、それぞれの取組項目をご覧ください。

※整理番号の「行」は行政経営指針に基づく項目、「財」は財政健全化の取組に基づく項目を表します。

市民自治のまちづくり

取組番号	情報共有の徹底と可視化	取組項目名	所管課	整理番号
1	広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。	オープンデータの推進（P.8）	総務課	行-1-3-①

自立した行財政運営

取組番号	財源の確保	取組項目名	所管課	整理番号
2	使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	使用料・手数料の見直し（P.9）	財政課	行-2-3-②
3	多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。	公有財産の有効活用（P.10）	公共施設マネジメント課	行-2-3-⑥-1
4		普通財産等の売却（P.11）	公共施設マネジメント課	行-2-3-⑥-2
5		公共施設等へのネーミングライツの導入（P.12）	公共施設マネジメント課	行-2-3-⑥-3
6		ガバメントクラウドファンディング活用の推進（P.13）	秘書課 関係各課	行-2-3-⑥-4
7	公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。	赤道の市道認定の促進（P.14）	道路課	財-(2)-ア-③
8	受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。	上下水道料金の適正化（P.15）	上下水道課	財-(2)-イ-②

取組番号	歳出の抑制	取組項目名	所管課	整理番号
9	補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	補助金・扶助費の見直し（P.16）	財政課	行-2-4-②

10	特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。	特別職報酬の削減 (P. 17)	総務課	財-(1)-ア-①
11		管理職・管理職手当の削減 (P. 18)	総務課	財-(1)-ア-②
12	当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。	土地の賃借廃止 (P. 19)	財政課	財-(1)-ウ-②

取組番号	適材適所による事業主体の見直し	取組項目名	所管課	整理番号
13	市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	保育園の運営方法の検討と実施 (P. 20)	保育課	行-2-5-①-1
14		学童保育所の運営方法の検討と実施 (P. 21)	保育課	行-2-5-①-2
15		障害者支援センターの運営方法の検討と実施 (P. 22)	障害福祉課	行-2-5-①-3

取組番号	評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	取組項目名	所管課	整理番号
16	市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	市政に関する市民意向等の把握と公表 (P. 23)	企画政策課	行-2-6-④
17	行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	事業のスクラップ・リセットの徹底 (P. 24)	企画政策課	行-2-6-⑤

公共施設のあり方の見直し

取組番号	公共施設のあり方の見直し	取組項目名	所管課	整理番号
18	市が保有する公共施設等は、昭和54年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に立替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。	出張所の窓口の廃止 (P. 25)	市民課	財-(1)-イ-③

■行政経営改革実施計画の取組項目における表の見方は、次のとおりです

A

	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

市民自治のまちづくり B

情報共有の徹底と可視化

広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

取組番号	①	項目名	③				所管課	④
整理番号	②							
これまでの取り組み			⑤					
これからの取り組み			⑥					
目的			⑦					
目標時期			⑧					
実施内容			実施スケジュール					
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
		⑨	→					
目標			効果					
令和4年度		⑩	【市の効果】					
令和5年度			【市民の効果】					
令和6年度			⑪					
令和7年度								
項目	説明							
A	取組項目の分類を示しています。全ての取組項目は、「新規」、「見直し改善（拡充）」、「継続（拡充）」に分類しています。							
B	行政経営指針の基本方針・行政経営改革実施計画の取組項目・財政健全化の取組項目を記述しています。							
①	取組項目番号です。							
②	整理番号です。行政経営指針（行）または財政健全化の取組（財）に基づく番号を記入しています。							
③	取組項目名です。							
④	取組項目を推進する所管課名です。							
⑤	取組項目におけるこれまでに実施した取り組みや課題を記入しています。							
⑥	取組項目におけるこれから実施する取り組みです。							
⑦	取組項目を実施する目的です。							
⑧	取組項目を実施又は本格実施する目標の年度です。毎年実施する場合は随時としています。							
⑨	取組項目における具体的な実施内容とその実施スケジュールです。							
⑩	取組項目の年度別実施目標です。⑨の実施内容を詳しく記入しています。							
⑪	取組項目を実施することの効果額を記入しています。歳入の増加又は歳出の削減などの財政上の効果のある取組項目の場合は、効果額として金額を記入しています。なお、検討が具体化していないため、計画策定時点で効果額を定めることのできないものは■円としています。							

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

市民自治のまちづくり

情報共有の徹底と可視化

広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

取組番号	1	項目名	オープンデータの推進	所管課	総務課
整理番号	行-1-3-①				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体は、オープンデータ（誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう公開されたデータ）に取り組むことが義務付けられている。 県が公開しているオープンデータから一部の白井市の情報は取得できるが、市が独自で公開しているオープンデータはなかった。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究の上、市独自のオープンデータの推進に関する基本方針を策定し、公開する。 市民向け公開型GISについては、費用対効果等を検討の上、導入の可否を検討する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 「透明性・信頼性の向上」、「市民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」を図るため。 				
目標時期	令和5年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
オープンデータの公開に向けた準備・研究		→			
オープンデータの公開			→	→	→
市民向け公開型GIS導入の検討			→	→	
市民向け公開型GIS導入の検討結果に伴う実施					→
目標		効果			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> オープンデータの公開に向けた準備・研究 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画情報等をオープンデータ化することで窓口・電話対応事務の軽減を図ることができる。 			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> オープンデータの公開 市民向け公開型GIS導入の検討 	【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市の都市計画情報等を自由に利用できる。 市民生活に役立つ新しいサービスが創出され機会が増える。 			
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> オープンデータの公開 市民向け公開型GIS導入の検討 				
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> オープンデータの公開 市民向け公開型GIS導入の検討結果に伴う実施 				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	3	項目名	公有財産の有効活用	所管課	公共施設マネジメント課 文化センター
整理番号	行-2-3-⑥-1				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 行政財産の目的外使用については、使用を許可した上で、使用料を徴収している。 普通財産の使用について、貸付契約等により、賃借料を得ている。 平成 29 年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定した。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産を有効活用するため、貸付等を行う。 文化センター内で空きとなっている喫茶室スペースについて、募集等を行い有効活用していく。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 財源の確保を図るため。 				
目標時期	随時				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
公有財産の貸付等の実施		→			
文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集		→			
文化センターの喫茶室スペースの貸付実施		→			
目標		効果			
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産の貸付等の実施 文化センターの喫茶室スペースの利活用事業者の募集 	【公有財産の貸付等に係る概算効果額】 年間：約 3,536,000 円 （令和 3 年度当初予算額） 3,536,000 円 × 4 カ年 = 14,144,000 円			
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産の貸付等の実施 文化センターの喫茶室スペースの貸付実施 				
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産の貸付等の実施 文化センターの喫茶室スペースの貸付実施 				
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> 公有財産の貸付等の実施 文化センターの喫茶室スペースの貸付実施 				
		効果額		14,144,000 円	

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	5	項目名	公共施設等へのネーミングライツの導入	所管課	公共施設マネジメント課	
	行-2-3-⑥-3					
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツの導入について、過去に検討したことはあったが、他市町村の状況から市で応募が見込めないことから見送った。 					
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツに関する基本方針を策定した上で制度化し、募集を行う。 					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理や修繕に係る財源確保を図るため。 					
目標時期	令和6年度					
実施内容			実施スケジュール			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ネーミングライツ導入に向けた準備・研究			→			
企業の募集			→			
ネーミングライツの実施			→			
目標			効果			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツ導入に向けた準備・研究 		【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設の運営や維持管理といった費用へ新たな財源を充てることにより安定的で健全な施設運営となり、併せて財政負担軽減となる。 			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の募集 		【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な施設サービス等の提供を受けられる。 			
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツの実施 					
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ネーミングライツの実施 					
			効果額		■円	

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

多様な収入確保策を検討し、新たな財源を確保します。

取組番号	6	項目名	ガバメントクラウドファンディング 活用の推進	所管課	秘書課・関係各課	
整理番号	行-2-3-⑥-4					
これまでの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> クラウドファンディングを活用した事業実績はあるが、活用実績が少ない状況である。 					
これからの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 庁内全体でクラウドファンディングに関する知識を深め、各課で活用していく。 活用事業を検討し、クラウドファンディングを実施する。 					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の新たな財源として、クラウドファンディングを活用していくため。 					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
クラウドファンディングに係る勉強会の実施			→	→	→	→
クラウドファンディングの実施			→			
目標			効果			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> クラウドファンディングに係る勉強会の実施 		【市の効果】 ・事業実施にあたって、新たな財源の確保が期待できる。			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> クラウドファンディングに係る勉強会の実施 クラウドファンディングの実施 					
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> クラウドファンディングに係る勉強会の実施 クラウドファンディングの実施 					
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> クラウドファンディングに係る勉強会の実施 クラウドファンディングの実施 					

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。

取組番号	7	項目名	赤道の市道認定の促進	所管課	道路課
整理番号	財-(2)-ア-③				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度から令和 2 年度にかけて、赤道の調査を実施し、280 路線・45km の市道認定対象路線が抽出された。 抽出された赤道のうち、令和 3 年度に約半分の認定が完了した。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 抽出された残りの赤道について、令和 4 年度に認定する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 赤道を市道認定することで、普通交付税等の増収を図る。 				
目標時期	令和 4 年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
赤道の市道認定		→			
目標		効果			
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 赤道の市道認定 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 赤道を市道認定することで、普通交付税の増加が見込める。 			
令和 5 年度		【赤道の市道認定に係る概算効果額】 令和 4 年度認定：23 km 令和 5 年度からの積算増額：約 12,000,000 円			
令和 6 年度					
令和 7 年度					
		効果額	12,000,000 円		

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

財源の確保

受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。

取組番号	8	項目名	上下水道料金の適正化	所管課	上下水道課
整理番号	財-(2)-イ-②				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業・下水道事業の経営は、一般会計からの繰り入れを一部活用して経営している。 水道事業については、平成30年度に上下水道事業審議会に諮問し、事業の経営健全化及び経営基盤の一層の強化のため、水道料金改定は必要であるとの答申があった。 水道料金について、令和2年度より改定した。以後、大きく変化する社会情勢や経営をよく踏まえた上で、5年おきに検証や見直しを行うこととした。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料については、使用料体系だけでなく、手数料徴収等、使用料以外の新たな収入の確保を含めて令和4年度から見直し検討を行い、方針を決定する。 水道料金については、大きく変化する社会情勢や経営をよく踏まえた上で、5年おきに検証や見直しを行うこととし、令和7年度に実施予定。 				
目的	適正な料金（受益者負担）を徴収することで、経営基盤の強化を図るため。				
目標時期	令和7年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討		→			
・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討結果に伴う実施		→			
・水道料金の検証、見直し及び検討		→			
目標		効果			
令和4年度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討				
令和5年度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討				
令和6年度	・下水道使用料の検証、見直し及び方針結果に伴う実施				
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料の検証、見直し及び方針結果に伴う実施 水道料金の検証、見直し及び検討 				
		効果額			■円

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

扶助費・補助金について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。

取組番号	9	項目名	補助金・扶助費の見直し	所管課	財政課	
整理番号	行-2-4-②					
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市は、補助金の見直し基準を定めていたが、補助金を新設する際の基本方針を定めていなかった。 平成 29 年度に「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定し、基本方針に基づき、5 年ごとに、行政評価の一環として、全ての補助金の見直しを行うこととした。 扶助費については、平成 30 年度に「扶助費のあり方」を策定し、随時見直しを行うこととした。 					
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成時に全ての補助金について、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、適切に運用しているかを確認する。 財政課と担当課等でヒアリングを実施し、市が任意に支出する扶助費について、ヒアリング結果を基に方針を示し、適正化を図る。 					
目的	補助金及び扶助費を適正に執行するため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
補助金の見直しの実施			→			
予算編成時の既存補助金・扶助費の確認			→			
扶助費の見直し			→			
目標			効果			
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の見直しの実施 予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 扶助費の見直し 					
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 扶助費の見直し 					
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 扶助費の見直し 					
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成時の既存補助金・扶助費の確認 扶助費の見直し 					
効果額			■円			

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

取組番号	10	項目名	特別職報酬の削減	所管課	総務課	
整理番号	財-(1)-ア-①					
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に策定した「財政健全化の取組」の 1 つとして、令和元年 10 月から令和 5 年 5 月までの間、特別職報酬の削減（市長 10%、副市長 5%、教育長 2%）を実施することとした。 					
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年 5 月までの間、特別職報酬の削減を続けていく。 その後、継続するかは再度検討を行う必要がある。 					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 歳出の削減を図るため。 					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
特別職報酬の削減の実施						
目標			効果			
令和 4 年度	特別職報酬の削減の実施		【特別職報酬の削減に係る概算効果額】 令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで削減した場合の見込み効果額： <div style="text-align: right;">約 2,000,000 円</div>			
令和 5 年度	特別職報酬の削減の実施					
令和 6 年度						
令和 7 年度						
			効果額		2,000,000 円	

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

取組番号	11	項目名	管理職・管理職手当の削減	所管課	総務課		
整理番号	財-(1)-ア-②						
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に策定した「財政健全化の取組」の 1 つとして、組織のスリム化によって課長職を抑制するとともに、令和元年 10 月から令和 5 年 3 月までの間、管理職手当の削減（10%）を実施することとした。 						
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年 3 月までの間、管理職手当の削減を続けていく。 その後、継続するかは再度検討を行う必要がある。 						
目的	<ul style="list-style-type: none"> 歳出の削減を図るため。 						
目標時期	随時						
実施内容			実施スケジュール				
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
管理職・管理職手当の削減の実施			→				
目標			効果				
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職・管理職手当の削減の実施 		【管理職手当の削減に係る概算効果額】 令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで削減した場合の見込み効果額： <div style="text-align: right;">約 9,000,000 円</div>				
令和 5 年度							
令和 6 年度							
令和 7 年度							
			効果額		9,000,000 円		

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

歳出の抑制

当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。

取組番号	12	項目名	土地の賃借廃止	所管課	財政課
整理番号	財-(1)-ウ-②				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度時点で、第 5 次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間に大きな差があったため、財政健全化の取組を策定し、土地の賃借廃止の検討及び実施をしている。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 土地の賃借を見直すことで経費削減を図るため。 				
目標時期	随時				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
賃借廃止できる土地の洗い出し					
目標		効果			
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 賃借廃止できる土地の洗い出し 				
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> 賃借廃止できる土地の洗い出し 				
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> 賃借廃止できる土地の洗い出し 				
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> 賃借廃止できる土地の洗い出し 				
		効果額		■ 円	

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	13	項目名	保育園の運営方法の検討と実施	所管課	保育課
整理番号	行-2-5-①-1				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市には12施設の保育園がある。（公立3、私立9） 保育園の運営方法について、直営、一部委託、指定管理者制度の導入、民営化等の運営方法を比較し、市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストの観点から最も適した運営方法を決定することとした。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 運営方法については、令和6年9月までに決定する。 運営方法を決定するためには、公立保育園のあり方を検討していく必要があるため、令和6年度にかけて検討を行い、その結果をもとに運営方法を決定していく。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定するため。 				
目標時期	令和6年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育園の運営方法の内部検討		→			
保育園の運営方法の外部検討			→		
保育園の運営方法の検討結果に伴う実施				→	
目標		効果			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の運営方法の内部検討 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスが向上する。 			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の運営方法の外部検討 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の運営方法の外部検討 保育園の運営方法の検討結果に伴う実施 				
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 保育園の運営方法の検討結果に伴う実施 				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	14	項目名	学童保育所の運営方法の検討と実施	所管課	保育課
取組項目	行-2-5-①-2				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所の運営については、平成29年度から運営委託を実施している。 令和2年度末までの契約期間では、運営委託による運営と指定管理者制度等による運営の比較ができていなかった。 運営委託でも事業者運営とした目的である「安定的な運営の確保」「安心・安全なサービスの提供」「保護者負担の軽減」が達成できていたことから、令和3年度以降についても運営委託を継続している。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所の運営について、運営委託を継続するか指定管理者制度等による運営とするかを令和6年9月までに決定する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定するため。 				
目標時期	令和6年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学童保育所の運営方法の検討		→			
学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施		→			
目標		効果			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所の運営方法の検討 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスが向上する。 			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所の運営方法の検討 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所の運営方法の検討 学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施 				
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施 				

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

自立した行財政運営

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号	15	項目名	障害者支援センターの運営方法の検討と実施	所管課	障害福祉課
整理番号	行-2-5-①-3				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援センターの管理運営については、指定管理者が行っている。 「生活介護」「放課後等デイサービス」「相談支援」の事業は、市内でも他事業者が参入してきており、自立運営が可能なため、公共施設で今の指定管理業務を行う必要性が低くなってきている。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度から事業委託への切り替え、建物及び土地の売却もしくは賃貸等を検討する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、事業主体を決定するため。 				
目標時期	令和7年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障害者支援センターの運営方法の内部検討		→			
障害者支援センターの運営方法の外部検討		→			
市民への意見徴収の実施		→			
障害者支援センターの運営方法の検討結果に伴う実施		→			
目標		効果			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援センターの運営方法の内部検討 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 事務負担及び建物の維持管理費の軽減、不動産収入等の財源確保を行うことができる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスが向上する。 			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援センターの運営方法の内部検討 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援センターの運営方法の外部検討 				
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援センターの運営方法の外部検討 市民への意見徴収の実施 運営方法の決定 				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

取組番号	16	項目名	市政に関する市民意向等の把握と公表	所管課	企画政策課	
整理番号	行-2-6-④					
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市は、5年に1回、市政に関する市民意向等を把握するため、住民意識調査を実施し、総合計画の策定に活用しているが、計画の推進時においては、市の取り組みの進捗等により市民の意識がどう変化しているかの経年的な把握が不十分な状況にあった。 平成29年度に「しろいeモニター制度」を創設し、インターネットを活用したアンケートを実施することで、市の取り組みに対する市民の意向・意識等を経年的に把握した。 令和2年度からアンケートの回答率の向上とモニター数の増加を図るため、一定の要件を満たした場合は抽選でプレゼントを実施する制度を創設した。 					
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> SNSなどを活用してeモニターを募集することでモニター数の増加を図り、より多くの市民等の意見を募る。 アンケート結果の情報提供手段について検討し、より広く公表するとともにeモニター制度の一層の周知を図る。 					
目的	市民の意向・意識等の変化を的確に把握し、市民ニーズに基づいて市の事業を随時改善するため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施と公表			→			
住民意識調査の実施			→			
目標			効果			
令和4年度	しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施		【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズに基づいた市の事業の改善が進む。 市民ニーズを経年的に把握できる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズが市政に反映される。 行政がわかりやすくなる。 自分の意向を市に伝える機会が増える。 			
令和5年度	しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施					
令和6年度	しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施 住民意識調査の実施					
令和7年度	しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施					

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

自立した行財政運営

評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

取組番号	17	項目名	事業のスクラップ・リセットの徹底	所管課	企画政策課	
整理番号	行-2-6-⑤					
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 事業のスクラップ・リセットを徹底するための基準や仕組みがなかった。 平成 29 年度に事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業の抜本的な見直しを全庁的に進める基準として「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」を策定し、事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進めた。 					
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」に基づき、また、ロジックモデルを意識し、事業の有効性や必要性などの観点から引き続き事務事業の廃止、休止などの見直しを進めていく。 					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。 					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し						
目標			効果			
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し 		【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しが進む。 市民ニーズに基づき市の事業の改善が進む。 必要性が低い事業を廃止できる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズが市政に反映される。 行政がわかりやすくなる。 市政に参加できる。 税金が有効に使われる。 			
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> 基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し 					
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> 基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し 					
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> 基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し 					

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

公共施設等のあり方の見直し

市が保有する公共施設等は、昭和 54 年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に建替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。

取組番号	18	項目名	出張所の窓口の廃止	所管課	市民課
整理番号	財-(1)-イ-③				
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市の出張所では、住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行のみが行える。（戸籍証明は平日のみ） 出張所運営についてのアンケート調査や意見交換会を実施した。また、廃止の際は全出張所を同時に廃止することとしたが、時期については、マイナンバーカードの交付率が 50% を超えた時点から再検討することとなった。 一部出張所で平日の開所時間を午前中のみとする段階的な見直しを実施した。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの交付率について、令和 4 年度中には 50% を超える見込みであるため、無作為抽出によるアンケート調査、市民との意見交換会、出張所条例の廃止等を行い、令和 5 年度中の実施を想定している。 				
目的	マイナンバーカードの普及に伴い、役割の少なくなった出張所の窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減を図るため。				
目標時期	令和 5 年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
出張所の窓口の廃止の検討		→			
無作為抽出によるアンケート調査		→			
市民との意見交換会及び周知		→			
出張所の窓口の廃止の実施		→			
目標		効果			
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 出張所の窓口の廃止の検討 無作為抽出によるアンケート調査 市民との意見交換会及び周知 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 役割の少なくなった出張所の窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減ができる。 			
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> 出張所の窓口の廃止の実施 	【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストアでは、より幅広い時間帯で証明書等の発行ができる。出張所の廃止は、マイナンバーカードの普及・周知にもつながるため、結果として行政サービスの向上が期待できる。 			
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> 出張所の窓口の廃止の実施 				
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"> 出張所の窓口の廃止の実施 				

3 策定の経過

令和2年度	
令和3年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回行政経営改革審議会 ・ 行政経営改革審議会委嘱状交付式 ・ 委員長・副委員長の選任 ・ 行政経営改革審議会の役割についての説明 ・ これまでの市の行政経営改革についての説明 ・ 行政経営改革実施計画の策定についての説明
令和3年度	
令和3年 4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回行政経営改革審議会 ・ 白井市の財政状況についての説明 ・ 新たな取組項目の検討方法についての説明
4月30日～ 5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員各自で新たな取組項目の提案書作成
4月30日～ 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員から新たな取組項目の提案募集
6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回行政経営改革審議会 ・ 新たな取組項目の検討
7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回行政経営改革審議会 ・ 新たな取組項目の検討
8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5回行政経営改革審議会 ・ 新たな取組項目の検討 ・ 市職員から募集した新たな取組項目の提案の報告
9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第6回行政経営改革審議会 ・ 新たな取組項目の検討結果について報告
11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7回行政経営改革審議会 ・ 第2次行政経営改革実施計画（素案）の検討
11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● 第8回行政経営改革審議会 ・ 第2次行政経営改革実施計画（素案）の決定・答申
令和4年 1月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政経営戦略会議で第2次行政経営改革実施計画（案）の決定
2月 日～ 2月 日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次行政経営改革実施計画（案）に対するパブリックコメント
3月 日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次行政経営改革実施計画の決定

4 行政経営改革審議会

(1) 行政経営改革審議会の設置について

白井市附属機関条例（平成24年12月28日条例第24号）により設置され、次のとおり担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期を定めています。

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市行政経営改革審議会	(1) 行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。 (2) 行政経営改革について市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民	8人 以内	3年

(2) 行政経営改革審議会委員名簿

氏名	区分	備考
坂野 喜隆	学識経験者	会長
山田 愛	市民	副会長
宗和 暢之	学識経験者	委員
岩井 義和	学識経験者	委員
太田 高史	市民	委員
今 久美子	市民	委員
大江 啓	市民	委員
高橋 友幸	市民	委員

(答申日：令和3年11月26日現在)

白井市行政経営改革実施計画
令和4年度～令和7年度

発行日

発行 白井市

編集 白井市企画財政部財政課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL 047-492-1111（代表）

FAX 047-491-3510



白井市マスコットキャラクター
「なし坊ファミリー」